

きりしまサニーサイド保育園 運営規程

(事業所の名称等)

第1条 有限会社 SawaCompany が設置する小規模保育事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 きりしまサニーサイド保育園
- (2) 所在地 霧島市国分中央5丁目13番74-6号

(事業の目的)

第2条 きりしまサニーサイド保育園（以下「当園」という。）は、小規模事業保育事業A型の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する乳児及び幼児（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

- 2 当園は、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して、保育を提供するよう努める。
- 3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。
- 5 当園は、「霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例（平成26年霧島市条例第46号）」、その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

(利用定員)

第4条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1

項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分で、次のとおりとする。

保育を必要とする満 3 歳未満の子ども「3 号認定子ども」

学年	0 歳児	1 歳児	2 歳児	計
3 号	6 人	6 人	7 人	19 人

(提供する保育等の内容)

第 5 条 当園は、児童福祉法、法、その他の関係法令等を遵守し、保育所保育方針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）に基づき、次に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定地域型保育（第 6 条に規定する時間において提供する保育をいう。）
- (2) 給食の提供
- (3) 延長保育事業
- (4) その他保育に係る行事等

(保育を提供する日及び時間帯)

第 6 条 保育を提供する日及び時間帯は、次のとおりとする。

- (1) 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）及び祝祭日、3 月 31 日（次年度準備日）を除く。
- (2) 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、保育の提供を行わないことがある。
- (3) 当園の開所時間は、月曜日から土曜日 7 時 30 分から 18 時 30 分とする。
- (4) 保育標準時間認定に係る保育時間（11 時間）は、7 時 30 分から 18 時 30 分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7 時から 7 時 30 分まで、18 時 30 分から 19 時までの範囲内で、延長保育を提供する。

- (5) 保育短時間認定に係る保育時間（8 時間）は、9 時から 17 時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7 時 30 分から 9 時まで又は 17 時から 18 時 30 分までの範囲内で、延長保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第7条 当園が保育を提供するに当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、利用子どもの受け入れ状況等により、員数が変動することがある。

(1) 園長（常勤専従） 1人

園長は、保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 副園長（非常勤） 1人

副園長は、園長の補佐又は園長の職務を代理する。

(3) 園長補佐（非常勤） 2人

園長補佐は、人事、労務、経理の業務を行う。

(4) 保育士 5人以上

保育士は、保育に専従し、保育計画及び保育課程の立案をし、その計画、課程に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(5) 調理員 2人

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(6) 保育補助者 必要に応じて配置できるものとする。

保育補助者は、保育士の補助・サポートを中心に活動を行い、安全な環境づくりのための清掃や片付けなどを行う。

(7) 事務職員 1人

事務職員は、保育事務業務全般を行う。主に行政・役所への対応、提出書類の作成及び保護者、職員対応などを行う。

(保護者から受領する利用者負担額その他費用の種類)

第8条 霧島市特定教育・保育施設及び特定地域保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年霧島市条例第47号。以下「市条例」という。）第13条第1項の規定により、利用する子どもの居住する市町村が定める利用者負担額の支払いを保護者から受けるものとする。

2 市条例第13条第4項の規定により、次のとおり費用の額の支払を必要に応じて保

護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具類その他保育に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 保育等に係る行事への参加に要する費用

3 延長保育の料金は、下記のとおりとする。

【標準保育時間対象】

7時00分～7時30分 100円／30分

18時30分～19時00分 100円／10分

【保育短時間対象】

7時30分～9時00分 100円／30分

17時00分～18時30分 100円／30分

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第9条 当園は、霧島市が行った利用調整により当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

2 保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認する。

3 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、保育の提供を終了するものとする。

- (1) 利用子どもが3号認定こどもに該当しなくなった時。
- (2) 利用子どもの保護者から退園の申出があったとき。
- (3) 利用子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (4) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (5) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第10条 当園の職員においては、保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに保護者、嘱託医又は子どもの主治医に連絡する等の必要な措置を講ずる。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、霧島市及び子どもの保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故

発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。

- 4 利用子どもに対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第11条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難、消火訓練及びその他必要な訓練を実施する。

- 2 当園は、非常災害に対する訓練は少なくとも毎月1回実施するものとする。
- 3 当園は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行う。
- 4 当園は、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に職員に周知する。

(虐待の防止のための措置)

第12条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止を図るため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第13条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第14条 当園は、その提供した保育に関する保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 当園は、苦情を受け付けた場合には当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 当園は、苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を講じる。
- 4 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(記録の整備)

第15条 当園は、保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 保育の提供に当たっての計画
- (2) 保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め条例第49条で準用される第19条の規定する市への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附則

1. この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。